

介護報酬事務の遅延及び介護報酬の未収計上漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>1 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営している特別養護老人ホームかんなびのさとは、利用者に介護サービスの提供を開始しているにもかかわらず、要介護認定に必要な担当医師（主治医）による意見書の作成が遅れたため、平成25年度分として請求すべき介護サービス利用者7名分の介護報酬（4,820,000円）が翌年度の請求となった。</p> <p>2 当該介護報酬については、介護サービスを提供した年度に収入できなかったため未収計上する必要があるが、市町村への請求が翌年度となったことから、平成25年度決算において処理がされていなかった。</p> <p>【介護報酬支払いの流れ】</p> <pre> graph TD User[被保険者
(利用者)] -- ①要介護認定の申請 --> Insurer[保険者
(市町村)] Insurer -- ②要介護認定
(主治医意見書等
を基に判断) --> User Service[サービス事業者
(かんなびのさと)] -- ③サービスの提供 --> User User -- ④利用者負担の支払い
(1割分) --> Service Service -- ⑤介護報酬の請求 --> Insurer Insurer -- ⑥介護報酬の支払い
(9割分) --> Service </pre> <p>(※) 要介護認定の効力は申請日に遡って発生するため（介護保険法第27条第8項）、要介護認定前であっても、申請日以降に提供した介護サービスの対価については請求することができる。</p>	<p>【是正を求めるもの】 要介護認定に必要な主治医による意見書については、速やかに作成し、介護報酬請求事務が遅延しないよう対応するとともに、介護サービスを提供した年度内に収入できなかった介護報酬については、当該年度の決算において未収計上されたい。</p> <p>【介護保険法】 第27条（略） 8 要介護認定は、その申請のあった日からさかのぼってその効力を生ずる。</p> <p>【社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 経理規程】 (決算整理事項) 第59条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。 (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認 (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認 (3) 前2号に基づく受取手形、未収金、前払金、未払金、前受金、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の計上</p>	<p>要介護認定に必要な主治医の意見書については、これまで、特別養護老人ホームかんなびのさとの嘱託医師に作成を依頼してきたが（約80名分）、意見書の作成遅延のため、介護報酬請求事務も遅延してきた。遅滞なく意見書が作成されるよう、嘱託医師が所属する医療福祉センターすくよか（協力医療機関）に、意見書作成担当医師（主治医）を複数とするよう依頼し、意見書が遅滞なく作成、提出されるよう対応した。</p> <p>また、介護サービスを提供した年度内に収入できなかった介護報酬については、平成26年度より経理規程第59条に基づき当該年度の決算において未収計上した。</p>